

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会安全衛生管理規程（昭和41年岩手県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(防疫)</p> <p>第29条 各課等の長は、職員等が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）<u>第6条</u>に規定する感染症（<u>四類感染症</u>を除く。）をいう。以下「<u>感染症</u>」という。）にかかり、又はかかるおそれのあるときは、直ちに産業医を経て主任安全衛生管理者に報告し、その指示を受けて防疫上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>様式第1号（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <p>機関の長（教職員課厚生福利担当課長） <u>印</u></p> <p>[略]</p> <p>備考1・2 [略]</p> <p><u>3 教職員課厚生福利担当課長が報告する場合は、公印の押印は要しません。</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第35条関係）</p> <p>[略]</p> <p>機関の長 <u>印</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第37条関係）</p> <p>[略]</p> <p>予防接種実施責任者 <u>印</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第6号（第45条関係）</p> <p>[略]</p> <p>健康診断実施責任者 <u>㊟</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第9号（第47条関係）</p> <p>[略]</p>	<p>(防疫)</p> <p>第29条 各課等の長は、職員等が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）<u>第6条第1項</u>に規定する感染症（<u>五類感染症</u>を除く。）をいう。以下<u>同じ</u>。）にかかり、又はかかるおそれのあるときは、直ちに産業医を経て主任安全衛生管理者に報告し、その指示を受けて防疫上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>様式第1号（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <p>機関の長（教職員課厚生福利担当課長）</p> <p>[略]</p> <p>備考1・2 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第35条関係）</p> <p>[略]</p> <p>機関の長</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第37条関係）</p> <p>[略]</p> <p>予防接種実施責任者</p> <p>[略]</p> <p>様式第6号（第45条関係）</p> <p>[略]</p> <p>健康診断実施責任者</p> <p>[略]</p> <p>様式第9号（第47条関係）</p> <p>[略]</p>

機関の長	印	機関の長	機関の長
[略]		[略]	[略]
様式第12号の3 (第49条関係)		様式第12号の3 (第49条関係)	様式第12号の3 (第49条関係)
[略]		[略]	[略]
主任安全衛生管理者	印	主任安全衛生管理者	主任安全衛生管理者
健康診断実施責任者	印	健康診断実施責任者	健康診断実施責任者
[略]		[略]	[略]
様式第13号 (第50条関係)		様式第13号 (第50条関係)	様式第13号 (第50条関係)
[略]		[略]	[略]
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">年 月 日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: right;">機関の長</div>	印	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">年 月 日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: right;">機関の長</div>	
[略]		[略]	[略]
様式第14号 (第50条関係)		様式第14号 (第50条関係)	様式第14号 (第50条関係)
[略]		[略]	[略]
機関の長	印	機関の長	機関の長
[略]		[略]	[略]
様式第15号 (第50条関係)		様式第15号 (第50条関係)	様式第15号 (第50条関係)
[略]		[略]	[略]
機関の長	印	機関の長	機関の長
[略]		[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の岩手県教育委員会安全衛生管理規程に定める様式は、この訓令の施行の日以後に提出する報告書等について適用し、同日前に提出した報告書等については、なお従前の例による。